

身延参詣の史的考察

林 是 晋

はじめに

日蓮聖人の身延隠棲後、弟子・檀越が聖人を慕い、しばしば身延を訪れたことは、遺文によりよく知られている通りである。

宿の発達や貨幣の流通等による交通条件の改善がなされつつあった中世とはいえ、その宿は未だ普遍的存在とはいえず、特に佐渡^①↑↓身延の如く、辺鄙な通路を経由する交通には幾多の困難があったに違いない。そうした状況における高齢の阿仏房や国府入道等の登詣は、彼らの聖人に対するひたむきな心情を推察させるのに充分である。

聖人示寂後、遺言により身延は廟所となり、爾来開闢七百年を迎えた今日に至るまで、聖人を追慕・渴仰する人々にとって、身延は尊崇の対象となり、祖廟参詣、また追善仏事、遺骨の埋納、現世安穩の祈り等に、止絶えることなく参詣が行なわれてきている。

身延参詣は近世に入り著しく発展するが、そこには当然、種々の条件・原因が存在するのである。以下、身延参詣の変遷推移を辿ることにより、特に近世の身延の歴史の一端を明らかにしてみたいと思う。

中世における日蓮教団は、いくつかの門流に分立して展開し、それぞれが個別な本末関係を有して、独自に発展していった。

そうした中であって身延は、宗祖の隠棲地、かつ廟所でありながら、教団統合のシンボルたり得ず、守塔輪番制くずれ、日興去って、ついに日向門流のみの根拠地たるにすぎなくなっていた。このため身延は近世初頭まで、わずかに甲駿を中心とする地方の一本山、身延（日向）門流の本寺たるにすぎない状態であった。^②

しかしながら、山間・辺境の地という立地条件の不利もあるとはいえ、宗祖日蓮聖人の眠る聖地として、聖人に心から傾倒する人々の訪れは、決して少ない数ではなかったに違いない。その一例として、身延三世日進と特に深い親交を結んだ、中山三世日祐を挙げるができる。

日祐は中山門流の貫主となった年、あたかも聖人の三十三回忌にあたる正和三年（一三一四）より、ほとんど毎年のように登詣し、その参詣には常の如く在俗の人々も随行して、その同道の延べ人数は三百余人にも及んでいるのである。^③

寛正二年（一四六一）に身延十一世の法灯を継承した日朝は、狭隘な西谷の地から現今の山腹の地への、本院の移転拡張を計ったが、日朝にこの大事業を決意させた背景には、これを成功させうるだけの経済的な裏付け、その多くを支えたであろう多数の参詣者の存在が推察されるのである。事実、大坊移転直後の文正二年（一四六七）六月十一日に著わされた『立正会問答』の奥書には「此日藻原ヨリ真俗卅五人参詣す」と、既に団体を組んでの参詣が行なわ

れていたことを示しているのである。

この他、日朝は一代の間に年中行事を定め、『御書見聞』『元祖化導記』等の老大な著作をなすなどして、身延発展の礎石となった。移転拡張事業は文明七年（一四七五）ごろは完了した^⑤。これ以後、僧侶の坊（住居）である支院は、新たに造営された本院を中心として東西の谷・上の山等に新築あるいは移転されて、整備されていった^⑥。門前町も―その発生形態は不明であるが―移転事業に伴う労働力の結集を契機として、急激に成長していったことだろう。やがてそれは、身延の発展、人口の増加、参詣量の増加等を背景として、本院の建築・修繕等を請負い、僧侶等の消費生活を賄い、あるいは直接・間接に参詣者に依存して生活するもの等で構成される町へと、展開していったと考えられる。

二

一般に封建時代における寺院門前町は、寺院において支配するのが常であった^⑧。身延もその例外ではなく、十五世日叙代永祿元年（一五五八）武田信玄により下された禁制に拠るに、「一、任_ニ代々判_ニ諸役免許之事」と、門前地に対して公祖徴取権の行使という経済上の特権を有し、「一、身延山寺中并町中之事如_ニ先々永代可_レ為_ニ不入_ニ之事」と、不入という行政上及び司法上の特権を有している。更に二十二世日遠代慶長九年（一六〇四）門前町に対する法度として『町中掟』^⑩を制定していることは、本院が町中に対して把握していた支配権の、いかに強大であったかを想像させうるものである。

そして実際にその支配を司どったのは、三十八の支院が二坊づつの組になり、都合十九組の輪番で構成された月行

事である。その詳細はまたの機会に譲るが、月行事の名は既に十一世日朝制定の身延山年中行事中にみられ、^⑫三十八坊による輪番は二十二世日遠代までには整備されたようである。

月行事による町支配は近世を通してのものである。時代は下るが一例を掲げると、天保六年（一八三五）諸処に落書がなされ、支院の門石が倒され、橋の手摺等が取りはずされるといふ事件の際の顛末は、左記の通りである。

一 右古法之趣近来相弛申候付触出候処、心得違之族有之。十一日之楽書等所々江致、十四日夜東谷西谷寺々六ヶ所程門石相倒、或者橋手摺等取放乱法および候者有之。右寺々翌十五日訴出候事故、普請方見廻申付、町名主年寄中呼上相尋候処、何者之致し方一圓存不申候。併夜中鳴物致し右驚戸口江出候得共、相志れ不申と申事故、若者之内^ニ而も右様乱法致し候事も有之候哉、相糺可^ニ申上^ニ御申付候。町方世話役之者共相尋候処、夫若者相糺一圓無^ニ御座^ニ候と申出趣、町年寄届ヶ出候付、実存不^レ申事候て、町役所迄一圓不^レ存向書附取置、町年寄中も不^レ存事候、不^レ存向本院迄書附差出可^レ申段申付候。新宿塩沢狐町右不^レ存向書附役所江差出、上町中町も差出、町年寄中も本院江一圓右存不^レ申段書面差出候。依^レ之衆評之上、心当り之者共五人程吟味致候処、是も一圓存不^レ申趣^ニ而引取申候。此義上町年寄子供至迄一同、中町藤右衛門橋迄之者一同、申合之事故慎し^ル罷在候得者致方無^レ之。衆評之上伺^ニ御尊慮^ニ、江戸表御糺之義相願趣決し候。町役人共江右之段申渡し可^ニ申付^ニ処、町役人迄上町鉄右衛門・中町藤兵衛訴出、酒給殊之外酌酩仕まつり、相連立風立出所々出歩行候内、何之心附も無^レ之。御門石相倒、或者手摺等取放し候段、前後不^ニ相弁^ニ候とも右様乱法および、一旦町方役所おゐて吟味之節慎し^ル罷在候。重々不屈之旨誤入候。

一 諸国之俗男女志施入を以補理候不^ニ容易^ニ処、酒犯之上と、乍^レ申背^ニ御山法^ニ、乱法および候段重々不屈付、家財

取上追放申付。才訴出候付格別之以思召、家財者其儘妻子江被下候得共、其方之科依而戸申付。

追放上町鉄右衛門

追放中町藤兵衛

右兩人親類組合之者、調方申渡無之候。速次遂吟味可申処、其儀も無之。組合親類之名目振候儀不調法之至り候。依之逼塞申付。

上町鉄右衛門組合九兵衛・鉄□・源之丞・清右衛門 親類辰吉・長左衛門・政右衛門

中町藤兵衛組合辰三郎・□□・佐吉・勘兵衛 親類吉三郎

右之者共逼塞 鉄□・□□棟梁之事故役儀取上逼塞。

一上町中町世話役之者、最初町役人相糺候節、一圓存不申旨書面差出置、其後兩人訴出候段不都合之至候。依之遠慮申付。

上町世話役虎治郎・良兵衛・左七・右衛門・理右衛門

中町世話役圓藏・右八・儀兵衛・藤左衛門

一家根屋棟梁兩右衛門・□□棟梁惣右衛門、右兩人之者御出入而右風聞をも承候可申上之処、一圓存不申段不都合之至、依之叱置候。

一町年寄平八・四郎右衛門・民右衛門・弥一右衛門・数□右衛門・平重郎・重郎兵衛・藤右衛門・重兵衛、右之者共最初町方役所而吟味之節相慣し居、追而及出訴候儀、全其方共不穿撃故、却而当人共より訴出事に相成、殊吟味之儀不申渡候共、早速取調も可致処、其心附も無之。調方申渡候沖其吟味も不行届、常々同

役共取締方不宜儀、相聞不届之至候。依之相当之咎も可申付、処、格別之以思召を叱り置。

一町名主戸右衛門儀、最初町方役所而吟味之節、兩人とも慎し居、追而及出訴候儀者、全其方不穿鑿而吟味方不行届故、当人共不及白状。却而当人訴出事相成不都合之至而、縦取調不申渡候共、不取敢可及吟味、処、其心付も無之。畢竟常々心得方不取締之故、儀相聞、不調法之至候。依之逼塞申付。

天保六年五月八日

岸之坊
下之坊^⑬

岸之坊・下之坊が時の月行事であった。

町中に対するこのような強い支配権は、先の武田信玄による禁制をその嚆矢として、江戸幕府十四代將軍徳川家茂に至るまで、代々の権力者より朱印状等を下されて安堵されたのであった。

三

身延において本支院の繁栄、ひいては町中の繁栄には、参詣者量の増加が絶対不可欠の要素であった。町中ももちろんこの問題に無関心でいられる訳がなく、この方向で最大の努力を惜しまなかったであろうが、その実体は明らかではない。

本院においては近世初頭以降、一つには身延門流内の諸末寺及び門徒の完全なる掌握を図り、もしくは日蓮教団内における身延の地位の向上を計り、あるいは身延参詣者の交通上の特権を獲得していく中で、参詣者を増大させていたのである。

天保四年（一五七六）両月行事の名をもって「甲駿信三州之諸末寺衆焉非衆無所_レ貽、臨二十月祖忌_ニ遂_ニ参詣_一。（中略）但年々之参候者僅限_ニ百里之内_一、於遼遠之人再耄老者可_レ被_レ励_ニ三歳一候_一」¹⁴と甲駿信の諸末寺へ下している。これは身延門流僧俗の、身延参詣の義務化を図ったものである。参詣によって諸末寺及び門徒が自己の信仰を深めると共に、身延当局と彼らが直接接触して、両者の強い紐帯を確認し合うことは、身延発展の上に望ましいことであつた。

また同じ頃、他門流においても、身延参詣者の増大の傾向を見ることが出来る。二十世日重の『見聞愚案記』に「昔日朗_ハ三箇寺比企谷池上平賀門流者_ト参_ト三箇寺参_ト云、今除_ハ平賀_ヲ加_ニ身延山_ニ也_一」¹⁵とある如く、曾って比企谷（池上）門流には、門流の中心である比企谷妙本寺・池上本門寺・平賀本土寺に参詣する三箇寺参りと称するものがあつたが、元和初年（元年は一六一五）には、身延が平賀にとつてかわつていたのである。¹⁶

上述の会式への僧俗の参詣の勧奨とあひまつて、当時既に身延は、会式の期間中に参詣する参詣人の関銭免除の特権を有していた。

武田信玄は年未祥ではあるが穴山信君へ「就_ニ身延山会職_一」¹⁸（式）¹⁷、両口之往覆如_ニ恒例_一申付候」と指示し、永禄元年（一五五八）には信立寺へ「身延山会式中関役免除之事」と下している。徳川家康もこの先例を追つて天正十七年（一五八九）正月「甲州身延山会式之関之事、右永所_レ令_ニ免許_一不_レ可_レ有_ニ相違_一者也」¹⁹と朱印状を下し、同年十月には徳川家の代官大久保長安がこれを承けて「今月十日より十三日迄身延参詣之男女、路物木布ハ五端六端米ハ五升六升糸ハ十つれ十五つれを限りに、役所にて改有間敷者也」²⁰と、鯁沢と黒沢の口留番所へ命じた。

かかる特権は、会式へ参詣する人々にとつての大きな障害の一つを取り除いたことになり、彼らの参詣を促がすと

共に、彼らのもたらす関役を免除された木布・米・糸は、直接・間接に身延全体を潤して、身延の発展に寄与した影響は甚大なものがあつたことであろう。この会式関免許の特権は、幕末まで存続したことは、江戸幕府の歴代の將軍による一連の朱印状等によって、確認されるところである。²¹⁾

身延参詣の、身延門流興隆に於ける意義の重要性は、不受派が身延参詣の抑止という手段に訴えた中に、よく窺われるのである。即ち日奥は僧俗の身延参詣の不当を説き、池上日樹も身延参詣墮獄・身延参詣停止を主張したのだ。これに対して身延は興隆の存亡をかけて、二十一世日乾や二十二世日遠の援護をうけた二十六世日暹が、寛永六年（一六二九）幕府に訴へ出た。このいわゆる身池対論によって、身延は受不施の合法性と、身延参詣の正当性を幕府権力によって確認された。その結果受派を代表した身延は、教団内における勢力を飛躍的に拡大し、やがてはそれまでの一門流の本寺たるにすぎなかつた立場から、全日蓮教団の大半を代表する位置にまで駆けのぼっていったのである。²²⁾

また江戸幕府は、江戸居住の諸侯の妻子が逃亡するのを警戒して、女人の往来を関所において厳しく取り締まつたが、宝永四年（一七〇七）八月『甲斐国山梨・八代・巨摩郡所々関所定書』²³⁾には

女往来之儀東西川内領は其所々名主証文にて可_レ通_レ之。其外は我等共証文にて可_レ通_レ之。尤身延山久遠寺会式女参詣は先規のことく久遠寺末五ヶ寺の証文にて可_レ通_レ事。

と会式期間中の身延参詣の女人に限り、特別規定を再確認しているが、恐らく当時であつてはかなりの優遇措置であつた。

これに対し身延は、三十四世日裕代享保二年（一七一七）十一月二十八日、宿坊の名において参詣の女人の為に番

所通行手形を発行した。

此女何人何国何村より当山参詣に紛無_レ之候。其関所無_ニ相違_一御通し可_レ被_レ下候。為_ニ後日_一仍而如_レ件。

年号月日

身延

宿坊 何々坊 印

万沢御番所

十島御番所⁽²⁴⁾

通行手形の発行が会式期間中に限らないことは注目すべきであり、会式以外の普段の参詣者の増大を教えるものである。

やがて通行手形の発行の特権は、二十数坊の宿坊の中で、竹之坊と山本坊だけが担うようになっていった。両坊は六老僧の日朗と日頂を開基とし、西谷と東谷の入り口に位置している。この間の事情は、寛政五年（一七九三）身延久遠寺が求めにに応じて、市川の役所へ提出した口上書の写しで知ることができる。煩をいとわず掲げると、

一身延山例年十月祖師会法用之節、口留御関所女人通行の儀は、従_ニ権現様_一御免之御朱印頂戴仕罷在候。随而御代々様御朱印之表、右之趣被_ニ成下_一難_レ有奉_レ存候。則権現様御朱印写、別紙差上候。

一右十月の外、平月も久遠寺印鑑を以、女人通行致候哉。左候は、右御免の訳其始_リ又手形振合等の儀、逐一左に申上候。御尋被_ニ成下_一候甲州万沢村口留御番所、久遠寺印形に而女人通行年月も致来候。右印形の儀は久遠寺より西谷坊中の分は竹之坊、東谷坊中の分は山本坊と申に役印渡置、参詣の女宿坊より差出候手形に添印形いたし、右手形の振合、左の通御座候。

此所割印
一此女何人 或は内振袖者人等

何州何村より当山参詣の者に紛無御座候間、其御関所無相違御通可被下候。為後日仍而一札如件。

年号月日

身庭此所江印形
山本坊
宿坊
何坊印

万沢

御役所御番人中

右の趣に御座候上、右山本坊又は西谷竹の坊自分宿坊参詣の女江差出候手形も、文言等全同様にて

身庭印形
山本坊
宿坊
同 坊 此所に自分印

右の振合に而、山本坊・竹之坊より差出候印形は、元来久遠寺役印に候段、乍恐御賢察可被下候。十月法用の節は別而繁務の中故、往古より右の通仕来候と被存候、右竹の坊・山本坊印鑑に而致通行候事は、甲府様御時代よりの事に而、²⁶⁾平月も右の通に仕来候事は、権現様御朱印頂戴仕候節より之仕来に候哉共奉存候。其訳末に申上候。

一右竹之坊・山本坊預りの印形往古万沢御番所江印鑑差出置候故、面々宿坊印形の上に右両寺役印を以、添印いたし手形相改、通行仕来候事。

一 右手形差出候事、万沢口留御番所より入候参詣者、多分駿遠豆三州のものに御座候。右三ヶ国并余国も往古久遠寺末寺江申渡置、口留御番所入候節、右旦那寺より人手形納、右の者婦の節上に申上候竹の坊・山本坊添印の手形持参仕候得は、初々入候節相納候国所・旦那寺の手形に引合、通行被_レ仰付_二候。往古よりの仕来に御座候。²⁷⁾
(以下略)

更に近世に入り続出した道中記・案内記の類、万治二年(一六五九)の元政上人の『身延道の記』をはじめ、貞享二年(一六八五)の三十一世日暎による『身延鑑』、安永五年(一七七六)の稻懸棟隆の『身延の枕』、文政二年(一八一九)の十返舎一九の『金の草鞋身延道中記』、同十三年(一八二七)の日癡の『延山紀行』等々の出版は、²⁸⁾本宗信徒はもちろん、一般の人々の地理的知識をも広め、興味も呼んで、彼らを身延への旅へとかき立てると同時に、参詣に便ならしめたことであろう。

また日蓮宗信徒が身延へ参詣するために結成した、参詣講としての身延講等の存在も指摘されているのである。²⁹⁾

四

近世における身延参詣で、恐らく最大規模であろうと考えられるのが、天保七年(一八三六)の松平西条の参詣である。

今般松平西条様御参詣有_レ之。人数八百人、天保七_{丙申}二月廿八日御山着。二十九日御逗留御法事有。晦日御出立。西条様御本院、樋沢坊・定林坊・竹之坊・恵善坊・松井房・山本坊・窪之坊・志摩坊・^(寛九)学林坊・大林坊・武井房・下宿上町中。

天保七丙申二月二十九日

会 行 事³⁰⁾

(以下略)

松平西条とは四国伊予西条の松平であり、「紀伊頼宣の二男頼純を祖とし、承応三年従四位上左近衛権少将左京大夫となり、寛文十年伊予国にて三万石を賜わり、西条城に治す、子孫相継ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けら³¹⁾」れている。

身延には上の山に「源性院殿蹟空日純大居士」の銘のある藩祖頼純の墓、頼純の内室や子息等の墓もある。³²⁾

この天保七年の参詣は、参勤交代の外には長旅を期待することが困難な大名の常として、江戸へ出府の節、廻り道をして参詣したものである。上に掲げたように支院の記録では実に八百人、本院の記録でも六百人にも及ぶ団参であった。宿舎として藩主には本院、その他宿坊のうちの約半数と、町中の上町とが提供された。³³⁾

この参詣が稀な規模のものであったことは、十七年の後においても沿道の人々の記憶に残り、役所が先例として求めたことの中にも窺われるのである。

去ル十七年以前申年

西条少将様身延山御参詣御座候節者、諸御荷物不レ残通日雇ニ而御通行御座候ニ付、御往還共人足御入用更ニ無ニ御座^二候。

右者今般御尋ニ付取調奉ニ書上候処相違無ニ御座^二候以上。

嘉永五子六月 日

巨摩郡南部村 名主 清之 亟

市川御役所

長百姓 東左衛門
百姓代 孫左衛門³⁴⁾

五

この時道は、往路は興津―宍原―万沢、復路は万沢―松野―岩淵と取られたのであるが、近世における東海道筋並びに甲州街道筋からの身延への交通路について略述すると、東海道筋からの上述の二路は、中世末近世初頭、武田の駿河進攻、あるいは逆に今川の甲州進攻等が重なるにつれ、軍略上・政治上の重要性が増して、かなりの密度で整備されていったものである。興津―宍原―万沢の道は現在の国道52号線に相当する。

甲州街道筋からは府中―市川大門―帯那―割石峠―岩間―岩崎―下山―身延が、途中、市川大門―黒沢―割石峠―岩間、あるいは鯉沢―砥坂―岩間と、峠を避けて幾度か変遷を遂げている。そして一六八〇年代には富士川の二度の渡船の不便さを解消した西島新道が切り開かれ、鯉沢から身延までの道はかなり改善された。

徳川家康は角倉了以に命じて富士川の水路を開かせ、慶長十七年（一六一二）富士川の商化漕運の制を定めたが、それによると運賃は人馬ともに京錢二十文、富士道者も同じ、但し参詣の歩者は五文となっており、³⁵⁾この参詣の歩者とは事実上ほとんどが身延参詣人と考えてよく、身延への優遇措置の一つであろう。

このような東海道と甲州街道を結ぶ道を指して、河内路あるいは身延道中・身延往還と云った。上述の案内記・道中記の作者等は皆この道、または富士川を利用して身延へ参詣したのだった。

船渡祠堂金

本願

飯富村住人

古屋弥次右衛門^④

このように参詣の便のために種々な方策が取られ、保護が加えられても、そこは交通機関の未発達、その他現在とは比べものならぬ程の困難さが伴う近世の旅である。身延へ参りたいとの願いもつたなく、途中で仆れた人々もいたのである。

差出申一札之事^④

一下総国出生私母之義、心願付身延山参詣罷越、私方逗留いたし居候処、病氣ニ付種々薬用仕候得共、老人故不ニ病相叶ニ死仕候間、此段御届申候。尤此後右母之義付、何方より茂御村方^江対し御苦勞^ガ間敷義、決^而無^ニ御座ニ候。万
一之義申者出来候共、私御引請可^レ申候。依^レ之一札差出し申候如^レ件。

天保十一子六月七日

当寺

智妙院頭純日 花押

御名主中

また途中病気になり、路金に困って、娘を飯盛女に落とすという哀史も残っている。

飯盛女年委奉公人請状之事^④

一此よしと申女我等実之娘御座候処、此度身延山参詣ニ罷越候処、途中にて歩行相成がたく、其上路用金ニ差支

難波仕候ニ付、当人心得之上、我等請人ニ相立加判仕候上ハ、仮令何歟様之義有レ之候共、半途ニ御暇等申入間敷候。対談ヲ以貴殿江相頼、飯盛奉公ニ差出し申処実正也。尤給金之儀ハ、当辰ノ三月ヨ来ル已三月迄丸一ケ年金八兩ニ取極、只今加判一同立会之上、右給金不レ残御渡し被レ下慥に請取申候。(以下略)

天保十五年

神田相生町大通り家主八藏店止宿にて

実父 鉄五郎

実母 さ た

奉公人 よ し

深川六軒堀代地家主庄藏店

請人 銀 藏

佐渡屋幸一郎殿

六

身延参詣を内から支えたものは、近世初頭から整備され、三十三世日亨代の正徳二年(一七二二)には完成した⁴⁴⁾、二十数坊の支院からなる宿坊制度であった。宿坊は本院の貫主によって参詣人の「奏者」―参詣人を本院へ取り次ぐ役―として位置づけられ、参詣人に関する総ての世話をまかされた。⁴⁵⁾

しかしこの宿坊制度は一定不変ではなかった。隅之坊は享保十一年に二十坊跡・宿坊を智寂坊に移している。⁴⁶⁾下之

坊は年月未祥、二十坊跡を麓坊へ移しており、万延元年（一八六〇）の宿坊割には載らないので、この時宿坊も移ったと思われる。杉之坊は嘉永四年（一八五二）に二十坊跡を本行坊へ移し、宿坊も共に移っている。

嘉永四年^{辛亥}正月六日評定ニテ杉ノ房廿房跡西谷本行房江移レ之。宿坊下井杉ノ房末檀方モ其ノ任意本行坊江移ル。

卅世日暎代

本行坊日行代

六十六世新師御代^{④⑨}

二十坊跡の詳細についてはまたの機会に譲るが、輪番で舞楽を奉行した。杉之坊の場合、二十坊跡が移ると「任意」せて宿坊も本行坊へ移っているところから、宿坊は二十坊跡に間接的に附随した権利であったことがわかる。嘉永七年（一八五四）本行坊客殿再建成就の砌の、六十七世日楹の棟札の裏書には、

大学三郎能本本行院日学上人旧跡、当山塔頭西谷本行房者、從_レ往昔二月行事之坊跡也。東谷杉之坊寺祿薄及_レ零落、年行事役難_レ勤。依_レ之嘉永四年^{辛亥}正月六日、日新師代、二十坊跡西谷本行房江移_レ之。今般客殿再建立成就、年行事役勤_レ之者也。^{⑤⑩}

とあって、杉之坊は零落に及び年行事役を勤め難き故に、評定にて二十坊跡を本行坊へ移した。隅之坊・下之坊の場合不明であるが、恐らく同様の理由によるものであろう。

支院にとって、宿坊の資格を維持できず、それを失うこと、即ち参詣人に直接かわらないということは、その維持・存続の上で大きな痛手であった。隈之坊・下之坊・杉之坊は、いずれも他の坊へ明治七年合併を余儀無くされ、智寂坊・麓坊・本行坊は、排仏毀釈の波を乗り越えて、現在まで存続している。

身延において参詣の意味するものは、かくのごとく重要である。

ま と め

身延の発展を期して、中世においても努力はなされたが、それが飛躍的になされるのは近世初頭である。身延興隆と身延参詣の隆昌は軌を一にする。交通事情等の客観的条件の好転化。早川渡船の例に見える、それへの身延の積極的働きかけ。身延の日蓮教団における勢力の飛躍的な拡大。諸末寺及び門徒の確固たる掌握。会式関免許等の権力からの優遇措置。内から支える宿坊制度の整備。等々がととのい、それらが多数の民衆の参詣への経済的身分的可能性の獲得と相俟って、身延参詣が盛んになるのは近世初頭からであり、身延が日蓮教団のシンボルとしての位置を占めていくのも、まさにこの時期からであった。

- ① 新城常三『社寺参詣の社会経済史的研究』一二七頁
- ② 齐藤典男「近世初頭における甲斐日蓮教団の展開」(『甲斐路』一四号)
- ③ 『宗全』一卷四四九頁
- ④ 室住一妙『行学院日朝上人』八一頁
- ⑤ 同 右 八六頁
- ⑥ 拙稿「身延山支院の成立と展開」(『棲神』四十六号)
- ⑦ 下之坊に伝える「高祖及び徒弟の垢づける衣を滌ぎ、破れを
⑧ 平沼淑郎著・入交好脩編『近世寺院前町の研究』参照
居らし」めた妙了日仏の縁起は、早くからの俗人の在住を暗示するものではないだろうか。
- ⑨ 『甲斐国社記・寺記』第四卷一三九頁
- ⑩ 諸役免許とは、土地の上に賦課された公賦課役の徴収を免除すること。但し無徴収を意味せず、寺に徴収の権能を附与した。平沼淑郎著・入交好脩編『近世寺院前町の研究』三二

頁参照。

- ⑪ 身延山久遠寺蔵
- ⑫ 室住一妙前掲書 六二頁
- ⑬ 天保三年改『要用記』 覺林坊蔵
- ⑭ 『甲斐国社記・寺記』第四卷一〇〇五頁
- ⑮ 第三卷四十八
- ⑯ 高木豊「近世初頭における日蓮教団の動向」(『史潮』八十号)
- ⑰ 『甲州古文書』第二卷一七八頁
- ⑱ 同 右 第一卷 六一頁
- ⑲ 同 右 第二卷一八四頁
- ⑳ 『甲斐国社記・寺記』第四卷一四二頁
- ㉑ 同 右 一四四〜一四六頁
- ㉒ 高木豊前掲稿
- ㉓ 『鯉沢町誌』二二三頁
- ㉔ 『身延山史』一八四頁
- ㉕ 徳川綱重のこと。一六四四〜七八。徳川第三代將軍家光の三男。寛文元年(一六六一)甲斐国二十五万石を領し、甲府藩主となった。俗に甲府殿ともいう。その子綱豊は六代將軍家宣である。
- ㉖ 『身延山史』一八六頁は、享保十六年(一七三一)十月の、宗祖の四百五十遠忌の大会参詣者の為、九月九日に東西寺中へ回章を以て通知し、竹之坊・山本坊印鑑による関所切手の

書方を念告せりとする。

- ㉗ 「口留番所一件」(『甲斐叢書』第一卷四二八・九頁)
- ㉘ 秋山智孝「身延に関する紀行について」(『棲神』第四十五号)
- ㉙ 桜井徳太郎「講集団成立過程の研究」
- ㉚ 「天狗役要用」五番 覺林坊蔵
- ㉛ 「国史大辞典」
- ㉜ 「廟墓調査録」 端場坊蔵
- ㉝ 「左京様御参詣宿坊割扣帳」 身延文庫蔵
- ㉞ 『南部町誌』五三六頁
- ㉟ 青山請「身延信仰と交通」(『甲斐路』十四号)
- ㊱ 同 右
- ㊲ 『南部町誌』五六七頁
- ㊳ 青山請前掲稿
- ㊴ 「早川渡船一札差上候事」(文化十四年『桜田公と甲斐守江引渡写』) 下山本国寺蔵
- ㊵ 本成寺十一世
- ㊶ 「巨摩郡飯富村古証文」写本 山梨県立図書館蔵
- ㊷ 「巨摩郡五明村古証文」 同右蔵
- ㊸ 「甲府遊廓史料」(『甲州文庫史料』第一卷三二・三頁)
- ㊹ 日亨筆「宿房之定」(『身延山房跡録』)
- ㊺ 拙稿「身延山支院の研究―宿坊について―」(『日蓮教学研究所紀要』第一号)

④⑥ 鈴木日寿 『身延山坊跡録』

④⑦ 同 右

④⑧ 樋沢坊・林蔵坊藏

④⑨ 鈴木日寿前掲書

⑤⑩ 同 右